

世界人権宣言60周年京都アピール

1948年の12月10日、第3回の国際連合総会は、第2次世界大戦等の悲惨な戦争を教訓として、「世界人権宣言」を採択しました。そして前文に「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等」の「奪い得ない権利を認めることが、世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」ことを自覚し、「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進する」決意を表明しました。

第1条の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」からはじまり、第30条の「権利及び自由を破壊する活動の不承認」におよぶ条文には、人類の多年にわたる自由・正義・平和の願いが反映されています。

本年はこの「世界人権宣言」の採択から数えて、60周年となる意義深い年に当たっています。この間、「世界人権宣言」を具体化するために、「国際人権規約」をはじめとする人権諸条約が制定され、1994年の第49回国際連合総会では、「人権教育のための国連10年」が決議され、その「行動計画」が決定されました。

わが国においても、基本的人権の保障を明記する「日本国憲法」のもと、人権に関する諸問題を解決するための施策の推進や関係諸団体による取り組みが進められてきました。私たちは、2003年11月30日に、「世界人権宣言55周年京都アピール」を内外に公表しましたが、その後、京都府では「新京都府人権教育・啓発推進計画」を、京都市では「京都市人権文化推進計画」をそれぞれ策定し、府・市の推進懇話会による施策の点検・評価を行いながら、総合的・計画的に人権教育・啓発の推進に努めてきました。また、法務省人権擁護機関である、京都府人権擁護委員連合会及び京都地方法務局では、同じく発足60周年を迎える人権擁護委員制度を基礎に、地域に根ざしたきめ細かい人権擁護活動を推進してきました。このように、それぞれの機関が連携協力し、人権啓発と相談・救済のネットワークを構築しました。

こうした施策の具体化や人権問題解決のためのあまたの人々の不断の努力によって、人権をめぐる状況は改善されつつありますが、紛争の激化と自然の破壊、飢餓と貧困、いのちの尊厳を奪う人権侵害など、平和と人権を脅かす事態がますます深刻化しています。

21世紀をいのちが輝く人権の世紀にするために、あらたな人権文化の創造をめざして、「世界人権宣言」の精神とその意義を再確認し、家庭・学校・職場・地域に根ざした自由・正義・平和な社会の実現に努力しましょう。

平成20年11月8日

京 都 府 知 事
京 都 市 長
京 都 地 方 法 務 局 長
財団法人世界人権問題研究センター理事長

山 田 啓 二
門 川 大 作
若 井 伸 一
上 田 正 昭